議案第42号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約(平成31年2月22日市町村第1877号指令)の一部 を次のように変更する。

別表第1空知総合振興局(33)の項中「(33)」を「(32)」に改め、「、北空知葬斎組合」を削り、同表日高振興局(16)の項中「(16)」を「(15)」に改め、「、日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝総合振興局(24)の項中「(24)」を「(23)」に改め、「、池北三町行政事務組合」を削る。

別表第2の9の項中「、北空知葬斎組合」、「、日高地区交通災害共済組合」及び「、池北三町行政事務組合」を削る。

附則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による北海 道知事の許可の日から施行する。